

政策 I - 2 - (2) - ①

国際的な金融監督のルール策定等への貢献

1. 目標等

達成すべき目標	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。 【根拠】金融改革プログラム（平成 16 年 12 月）
測定指標	金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況 ・各国際金融監督機関における基準・指針等の策定数

2. 平成 18 年度重点施策等

18 年度重点施策	① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ② 海外監督当局との連携強化等
参考指標	① バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイント・フォーラム等の国際金融監督機関における国際的なルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動等） ① WTOにおける金融サービス自由化交渉への参画状況 ① EPA交渉への参画状況 ② 海外監督当局との意見及び情報交換の状況 ② 主要国の監督当局との2国間協議の実施状況

3. 政策の内容

近年、世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であるとともに、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながる重要な施策であると考えています。

また、近年、世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、世界経済の健全な発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

金融庁においては、各国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画す

ることとしています。

#### 4. 現状分析及び外部要因

国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速しています。こうした状況を踏まえ、金融庁としては、内外無差別の原則を貫徹し、我が国の金融システム及び金融市場を明確な理念及びルールに基づいた普遍性のあるものにすると同時に、金融に関する国際的なルール作りに受身ではなく、戦略的見地から積極的に参加し、主導的な役割を果たすべく努力することを金融改革プログラム（平成16年12月）において掲げています。以上の観点から、各種の国際的なフォーラム等における議論に積極的に参画しています。

#### 5. 事務運営についての報告及び評価

##### (1) 事務運営についての報告

##### ① バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイント・フォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への積極的な貢献

ア. バーゼル委においては、2006年10月に「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」（バーゼル・コア・プリンシプル）及び同文書が掲げる諸原則の遵守状況の具体的な評価基準である「コア・プリンシプル・メソドロジー」の改定版を公表しましたが、その改定作業にあたり、ドラフティング・チームに職員を派遣するなど、起草段階から積極的な貢献を行ってきました。また、この他にも、国際的な銀行監督のルール策定や指針の確立に関する作業として、オペレーショナル・リスクの先進的計測手法（AMA）の各種取組みに関する論点（レンジ・オブ・プラクティス）を取りまとめたペーパー（2006年10月公表）、「信用集中リスクに関する研究」と題するワーキング・ペーパー（2006年11月公表）、AMAに関わる母国当局と現地当局の協力及び所要自己資本配分手法のための諸原則に係る市中協議文書（2007年2月公表）の策定作業に貢献してきました。さらに、銀行の新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の円滑な実施の観点から、内部格付手法の検証方法やオペレーショナル・リスクの計測に関する議論等に積極的に参加したほか、海外監督当局との情報交換にも取り組みました。

イ. IOSCOにおいては、「市場監視のための多国間情報交換」（2007年4月）、「外国発行者による債務証券のクロスボーダー募集及び上場のための国際開示原則」（2007年3月）、「内部統制に係る要求の調査報告」（2006年12月）及び「集団投資スキームに係るガバナンス（パートⅡ）」（2007年2月）等、各種基準・指針等の策定に貢献したほか、常設委員会において、会計・監査及び多

国間開示、流通市場、法務執行等に係る調査・研究及び報告書の策定作業に取り組みました。また、国際監査基準等の基準設定活動の監視を担う委員会にIOSCO枠として我が国メンバーが参加するなどの貢献をしています。

ウ. I A I Sにおいては、「ソルベンシー評価に関する国際的な共通指針（その2）」（2007年2月）、「ALMに係る基準」（2006年10月）、「生命保険会社の引受業績及びリスクに関する情報開示基準」（2006年10月）等、各種基準・指針等の策定並びにIASB（国際会計基準審議会）の公正価値プロジェクトに対するコメントペーパーの取りまとめ等に貢献しました。現在進行中の作業においても、国際的に共通のソルベンシー評価基準等の策定、IASBの保険契約プロジェクトに対するコメントペーパーの取りまとめに向けた取組み等に貢献しています。

エ. ジョイント・フォーラムにおいては、金融当局、金融機関、決済システム運営者を含めた幅広い金融関係者が、テロ、伝染病、自然災害などの重大な障害に対する業務継続体制を整備する上での重要な原則を提示する「業務継続のための基本原則」（2006年8月に公表）の策定作業に貢献してきました。また、顧客適合性に関する調査や分析、リスク集中と資本に関する調査、及び金融コングロマリットに関する調査にもそれぞれ積極的に参加してきました。

## ② WTOにおける金融サービス自由化交渉への積極的参加

WTOドーハラウンド交渉においては、2006年7月に交渉が一旦中断しましたが、2007年1月に交渉が再開し、1月下旬～2月上旬、4月下旬にサービスウィークが開催され、金融プルリ会合では共同リクエスト国として、被リクエスト国と金融サービス自由化に関する議論を行ってきています。また、二国間でもアジアの新興市場国を中心にリクエスト・オファー交渉を継続的に行ってきています。

## ③ 経済連携協定（EPA）締結交渉への積極的取組み

WTOにおける多国間交渉を補完するため、我が国は、インドネシア、湾岸協力理事会（GCC）、インド、オーストラリア及びスイス等との間で経済連携協定（EPA）締結交渉を行っており、当庁もこれに積極的に交渉に参加し、金融サービスの自由化を促しました。チリとは、2007年3月に署名に至り、金融サービスを含めた幅広い分野での協力を強化することとなりました。シンガポールとの間では、2002年に発効したEPAの改正議定書が2007年3月に署名され、先方銀行免許枠の拡大や証券取引の自由化拡大が行われることとなりました。また、インドネシア（2006年11月に大筋合意）との交渉においては、先方金融監督当局の規制監督能力の向上や現地に進出した我が国金融機関の業務展開の円滑化

に貢献すべく、金融監督当局間の協力や対話の枠組みを構築しました。

#### ④ 海外監督当局との連携

米国、英国、中国などとトップレベルでの金融監督当局間の対話を実施したほか、日英金融監督者協議（19年6月）、日米ハイレベル証券市場対話（19年6月）など、主要国の監督当局との定例・随時の二国間協議を実施しました。特にアジアに関しては、日中金融監督当局間の政策対話を実施（18年11月～12月）し、対話の定期化に合意（18年12月）したほか、日韓金融協議（18年12月）、日中韓金融監督協力セミナー（19年3月）を実施する等の取組みを行いました。

### （2）評価

#### ① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

金融庁は、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行いました。18事務年度においては、金融庁が参画した各種フォーラムにおいて17の基準・指針等が策定されましたが、以下のとおり、各基準等の策定において金融庁として積極的に取り組みました。これらの国際的なフォーラム等が作成した基準、原則、報告等は、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることが期待されます。

##### ア. バーゼル銀行監督委員会

我が国は、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、バーゼル・コア・プリンシプル及びコア・プリンシプル・メソドロジー（改定版）、並びにAMAの各種取組みに関する論点（レンジ・オブ・プラクティス）、信用集中リスクに関する研究、AMAに関わる母国当局と現地当局の協力及び所要自己資本配分手法のための諸原則等、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。また、バーゼル委の新規制実施作業部会（AIG）等の場を通じて、バーゼルⅡの実施をめぐる諸課題についての議論や監督当局間の情報交換に積極的に参加したほか、邦銀の海外拠点を監督している海外当局との意見交換の実施や主要邦銀のバーゼルⅡ実施計画に係るクロスボーダー監督説明会の開催等に積極的に取り組みました。

##### イ. 証券監督者国際機構（IOSCO）

我が国は、専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、5つの常設委員会等のメンバーとして、各種IOSCO原則等の策定において、我が国の状況を含め市場実態について積極的に意見を発信し、行動規範の策定に大きく貢献しました。また、18年5月には、IOSCOの多角的情報交換枠

組み（多角的MOU）への署名申請を行っており、IOSCOの証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に関与しております。さらに、19年11月に金融庁のホストによりIOSCO東京コンファレンスが開催されることが決まっているなどIOSCOと国内外の民間金融セクターとの対話促進の活動に貢献しております。

#### ウ. 保険監督者国際機構（IAIS）

我が国は、執行委員会、専門委員会その他複数の小委員会等の議論に参画し、各種の基準等の策定等に積極的な貢献を行いました。特に、ソルベンシー小委員会においては、「ソルベンシー評価に関する国際的な共通指針（その2）」の策定過程において積極的に意見を表明するとともに、国際的に共通なソルベンシー評価基準等の策定作業においてドラフティングに携わるなど、重要な貢献を行いました。

#### エ. ジョイント・フォーラム

我が国は、本会合に出席しつつ、各種の作業に参画しました。「業務継続のための基本原則」の策定作業にあたっては、実務者会合等も含め経験や情報の共有を図るべく積極的に意見交換を行いました。特に、顧客適合性に関する調査、金融コングロマリットに関する調査については、作業部会における議論に積極的に参画し、それぞれの作業部会における報告書の取りまとめ作業に貢献しています。

### ② WTO金融サービス自由化交渉

WTOにおいて、他の四極メンバーとプブリ会合の取り進め方について緊密に調整するなど、金融プブリ交渉のプロセスに貢献しました。また、二国間交渉では、アジアの新興市場国に対して、粘り強く金融サービス自由化のメリットを説明し、オファーの改善を促しました。

### ③ 経済連携協定（EPA）交渉

18年度に実施されたEPA締結交渉において、当庁は、自由化による外資との競争が金融市場の発展・強化に寄与すること、我が国金融機関の進出や現地での業務展開は日系企業の直接投資拡大に貢献し、経済発展にも資すること等、相手国に対して自由化のメリットを説明して積極的に議論を行ってきました。日シンガポールEPA改正交渉においては、シンガポールより日系金融機関に対する銀行免許枠拡大の約束等を獲得しました。また、相互に進出した金融機関の監督や両国の金融市場の発展のために金融当局間の連携を強化すべく、アジアの金融当局の協力ないし対話の枠組みを構築してきており、協定発効後にも継続的に意見

交換できる場を確保してきていることは成果です。

#### ④ 海外監督当局との連携強化等

各国の金融監督当局との協議等を通じて、金融セクターの動向や規制・監督上の共通の重要事項等について意見交換を実施し、連携を強化しました。特にアジアに関しては、日中金融監督者間での対話の定期化に合意するなど、我が国との連携を強化してきました。

## 6. 今後の課題

引き続き、各国際フォーラムにおいて国際的なルール作りに受身ではなく、戦略的見地から積極的に参加し、我が国の立場を主張しつつ、主導的な役割を果たすべく努力していく必要があります。

### (1) 国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への積極的な貢献

#### ① バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル委の各種の監督上の基準や指針が、銀行監督のためのより適切な環境整備に貢献するものであると考えており、今後も、流動性リスクの規制・監督の手法の調査、自己資本の定義の調査、銀行の経済資本の測定・管理の手法の評価といった新たな取り組みを含め、国際的な銀行監督の枠組みのあり方に関する議論に積極的に貢献していく必要があります。また、我が国では、19年3月末からバーゼルⅡが実施されていますが、国際的に活動する銀行グループがバーゼルⅡをクロスボーダーで円滑に実施していくためには、母国当局と現地当局とが緊密に連携・調整していくことが不可欠であり、今後も各国監督当局と緊密に情報交換等を進めていくことが、ますます重要になると考えています。

#### ② 証券監督者国際機構（IOSCO）

今後は、IOSCOの設定した当面の最重要課題であるこれまでに策定した原則の適切な実施に向け取り組むほか、引き続き、理事会、専門委員会等の主要メンバーとして、クロスボーダー化が進み、変化の激しい証券分野の状況に応じて、ファンド、開示・会計基準、取引所等に関する諸問題についての分析や国際的な証券規制の原則策定等に一層積極的に貢献していく必要があります。また、18年5月に申請した多国間MOUへの正式署名の早期実現に努め、各国当局との法執行における情報交換協力を一層強化し、証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に関与していく必要があります。さらに、国内外の民間金融セクターにおけるIOSCOのプレゼンス向上のために19年秋開催予定のIOSCO国際コンファレンスを東京で開催することとなっており、IOSCOと業者等

との対話の強化等を実現させる必要があります。

③ 保険監督者国際機構（I A I S）

各国の保険監督制度の実状等を踏まえてI A I Sの基準等を策定することは、我が国を含め各国の保険監督水準の向上に資すると考えられます。今後も、国際的に共通なソルベンシー評価手法をはじめとする基準等の策定に、我が国の監督経験等も踏まえ参画すること等、一層積極的に貢献していく必要があります。

④ ジョイント・フォーラム

顧客適合性等をはじめとする金融商品の販売・勧誘に関する問題や金融コンプライアンスに対する監督のあり方といった業態横断的なグループに係る諸問題について議論を行い、提言等を報告書にまとめることは、我が国を含め各国におけるより適切な金融規制・監督の枠組みの構築に資するものであります。我が国は、今後も積極的に議論に参加し、各種報告書作成や原則策定にかかる作業に貢献していく必要があります。

（2）W T O金融サービス自由化交渉

適切かつ秩序ある金融サービスの自由化は、我が国金融機関の国際的な活動を円滑化するだけでなく、世界経済の成長にも資するものであり、引き続きW T O金融サービス交渉に積極的に参加していく必要があります。

（3）経済連携協定（E P A）交渉

我が国金融機関の活動や海外との取引が拡大する中で、海外への進出や更なる業務展開のための環境を改善すること及び現地に進出した金融機関の法的安定性を確保することは、我が国金融機関や現地の金融市場の発展に資するものであり、今後もE P Aの金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、相手国に働きかけを行っていく必要があります。また、各国の金融当局との協力や対話の枠組みを積極的に活用し、規制の緩和や相手国の規制監督能力の向上、透明性向上等を促していく必要があります。

（4）海外監督当局との連携強化等

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も引き続き、個別案件ごとに連絡を取り合っていく他、定期的に金融監督当局等との協議を行い、金融セクターの動向等について意見交換を行う必要があります。特に、アジアの金融当局との協力の深化に積極的に取り組む必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、国際ルール策定等へ積極的に貢献するための各国国際フォーラム等への出席に必要な経費についての予算要求、及び海外監督当局との連携強化等国際監督体制強化のための機構・定員要求を行う必要があります。

## **7. 当該政策に係る端的な結論等**

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

### **【18年度の達成度及び判断理由】 A**

バーゼル委、IOSCO、IAIS等の国際フォーラム等において、金融庁として積極的に情報発信し、各種基準の策定等に大きく貢献していることから、Aと評価しました。

## **8. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

### **〔政策効果把握方法〕**

政策効果は、バーゼル委等の国際機関等における各種ルール策定への参画状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

### **〔使用資料等〕**

各国際機関等における各種ルール及び原則等

## **10. 担当部局**

**総務企画局総務課国際室、監督局総務課国際監督室**